

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成十八年四月四日（火） 閣議

内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

一 国の審議会等における女性委員の割合については、昨年九月末に、政府全体として三十・九パーセントとなり、「平成十七年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合を三十パーセントにする」という目標を達成したところです。

二 この結果を受けて、本日、今後の新たな目標を男女共同参画推進本部において決定いたしました。その内容は、審議会等の委員については、平成三十二年までに、政府全体として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の十分の四未満とまらない状態を達成するよう努め、また、当面、平成二十二年度末までに、女性委員の割合が三十三・三パーセントとなるよう努めるといふものです。また、専門委員等につきましても、平成三十

二年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が三十パーセントとなるよう努め、また、当面、平成二十二年度末までに二十パーセントとなるよう努めるといふ数値目標を今回初めて設けました。

三 審議会等への女性委員の登用は、国の政策・方針決定過程への多様な視点の導入、行政への国民参加の確保等に資するものであります。閣僚各位におかれては、この新たな目標の達成を目指して、国として率先垂範し、一層の取組を進めていただきますようお願いいたします。